

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成 28年 9月 1日~平成 29年 1月 3日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	市川市立鬼高保育園 イチカワシリツオニタカホイクエン		
所 在 地	〒272-0015 千葉県市川市鬼高1-11-20		
交通手段	J R 総武線 本八幡駅より 徒歩15分 J R 総武線 下総中山駅より 徒歩15分		
電 話	047-378-8186	F A X	047-378-8187
ホームページ	市川市ホームページ (http://www.city.ichikawa.1gjp/)		
経営法人			
開設年月日			
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	15	20	23	26	27	120		
敷地面積					保育面積				
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょう虫検査・発育測定 視力測定(3~5歳児クラス)・尿検査(3~5歳児クラス)								
食事	給食提供・アレルギー除去食提供								
利用時間	7時15分~19時15分(土曜日 7時15分~17時30分)								
休 日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	地域交流(おにっこくらぶ)・マイ保育園登録事業 中高年一般ボランティア受け入れ・小中学校生との交流								
保護者会活動	保護者会の設立はなし								

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	20	21	41	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	26	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	3	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市こども政策部こども入園課		
申請窓口開設時間	8時45分～17時15分		
申請時注意事項	市川市支給認定申請書・市川市保育所等利用申込書 保育の必要性を確認する書類・税書類・その他状況に応じた書類		
サービス決定までの時間			
入所相談	市川市こども政策部こども入園課・子育て支援課子育てナビ 行徳子育て総合案内・市川市立鬼高保育園		
利用代金	利用者負担額(保育料)は、保育施設利用者負担額表による		
食事代金	利用者負担額に含む		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>理念 子どもの最善の利益を考慮し、専門性を最大限に生かし、心身共に健やかに育つよう創意工夫を図っていく</p> <p>《保育方針》 一人一人の子どもの育ちをささえます 保護者の子育てをささえます 地域の子どもと子育てを応援します</p>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立型一時預かり保育の実施園です。一時的にお子さんを家庭で保育することが困難な場合（就労、疾病、出産、裁判員に選ばれたなど月15日が限度）、育児中のリフレッシュの場合（月2日が限度）など保護者の様々な状況に対応し保育をしています。 ・地域交流「おにっこくらぶ」を毎月平均2回実施しています。年間予定を楽しみにして毎回多くの参加があり、保育園の子どもたちや保育士との関わりを楽しんでいます。また、マイ保育園登録事業では専門職員との関わりから心がほぐれ、安心して妊娠時期や子育て時期を過ごせるように支援しています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR総武線「本八幡駅」「下総中山駅」の2駅から徒歩15分に立地し、交通機関を利用しての就労の方が多いです。住宅地、商業地区、工業地区が混在し公園などは少ない地域ですが、古くからの地元住民の戸建て住宅があり年配の方も多く、言葉を交わしながら自然なコミュニケーションを大切にし、四季を感じる散策を楽しんでいます。 ・運動機能を高めるため、各年齢に応じ体幹を鍛える遊びに取り組み、保育を進めています。 ・中高年のボランティアの方が多く、人生経験を活かして得意分野を発揮しています。子どもたちにとっても年配の方との関わりはコミュニケーションの基礎となり貴重な経験となっています。 ・保育園で提供される食事は、四季の食材や地産地消を取り入れ、栄養面から子どもの成長を支えています。給食は栄養バランスの良い献立を自園で調理し、一人一人の発達に合わせて離乳食やアレルギー除去食の提供をしています。食育計画をもとにして献立、行事食、クッキング、食材などを通し、食に関する様々なことへの興味関心を広げています。

福祉サービス第三者評価総合コメント
市川市立鬼高保育園

NPO法人 ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1) 毎月「自己肯定感を育む保育」のテーマで全職員で討議し理解を深めている

子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化を踏まえ、愛着関係や自己肯定感を育む事の重要性を認識し、今年度は「心」の育ち「自己肯定感を育てる保育」のテーマで毎月グループ討議を行い理解を深め、実践に結び付けようと努力している。3グループに分かれ「自己肯定感とは」「事例の検討」「自己肯定感を育てる声かけとは」「理解を実践に活かす」等のテーマで、毎月討議し考えをまとめる過程で一人ひとりの職員が理解を深め、日々の保育に活かそうと努力している。

2) 体幹を鍛えることで怪我の減少と目指す子ども像に迫っている

昨年度、物にぶつかる、平らなところで転ぶなど怪我の件数が多い実態から、基礎体力をつけるために「体幹を鍛える」を掲げ日々発達に即した遊びを創意工夫して取り組んできた。年齢ごとにねらいと活動内容、反省評価・課題をまとめ、実践の結果徐々に子どもの運動能力が向上している。昨年度4月から9月までの怪我214件に対して今年度は68件と激減した数値となっている。怪我のみにとどまらず、持久力や敏捷性、巧緻性など様々な運動機能の発達を促し、園の目指す子ども像の「健康な子ども、意欲的な子ども」にも迫っている。

3) 園理念の実践を話し合い、一人ひとりの職員がより深く理解する様に努めている

児童福祉法等の法体系と市と園の保育理念・目標・方針等を一枚にまとめ、職員に配布・説明し話し合っている。グループ討議で「子どもの最善の利益とは」「専門性を生かした保育とは」「心身のすこやかな育ちとは」「創意工夫とは」「理念の保育実践化とは」等カードを活用し意見を出し合い、話し合い、まとめ、職員一人ひとりが理念をより深く理解する様に努めている。保育の原点に立ち戻る姿勢は貴重である。

さらに取り組みが望まれるところ

1) 子どもの主体性を尊重した室内・外の環境設定や活用を期待する

保育室内は子どもの発達や興味・関心に即した遊具などを子ども目線の高さに配置している。しかし、遊具が静的なものとの動的なものの混在が目立ち、遊ぶ子ども同士が接近するため主体的に遊びこめる環境とは言い難い状態である。限られた空間の中で、保育士も工夫しながら場の設定を色々と考え、全クラス協力のもと園全体の遊具や玩具の把握や整備、使い方など確認していくことを課題としている。散歩についても、周辺的安全確認と集団の大きさ、時間帯などの考慮や体幹を鍛えた成果を踏まえ、地域環境の活用等で様々な体験・経験を積める計画・実践を期待する。

2) 専門性を生かした取り組みで保護者との連携をさらに深めることを望む

今年度、保育士は園内研修で「自己肯定感を育てる」をテーマに、実践・考察・話し合いを繰り返している。また、子ども達は「体幹を鍛える」を前年から取り組み、その成果をあげている。今回の保護者アンケートにも保育に関して多くの意見が寄せられていることから、アンケート内容に加え、自己肯定感や体幹を鍛えることを具体の場として、保育参加や個別懇談会などの回数を増して保護者に発信し理解を図ることが必要と考える。看護師や栄養士もその専門性活かし、講話や実技・演習を行うことで、共に子育てをする意識化が図れ、専門性を生かした取り組みで、子どもへの関わり方などを伝え保護者との連携が更に深まることを望む。

3) 園の重要課題を事業計画として表明し全職員で共有することが望ましい

園として今年度の重要課題として取り組んでいる事は、 職員の育成、特にグループ討議で全職員が考え・発言する機会を多くする事 保育内容を保護者に分かり易く情報提供する事 指導計画を充実し、子ども一人ひとりの理解と関わり方の工夫 保育の本質理解の取り組みとして「自己肯定感の育つ声掛け」の研修と実践等に取り組んでいる。なお、今後園内の重点課題は事業計画として明確に表明し全職員で共有化することが望ましい。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

全職員で受審の目的を明確にし、意識統一して鬼高保育園の保育水準と意識の向上に向け取り組みました。職員一人一人が主体的に考え行動できるようにグループディスカッションを中心に意見交換、園内研修の学習会、グループ主体の評価項目への取り組みを行ないました。また、指針の中間報告もあり積極的な保育内容の振り返りと園運営の検証に取り組んだことで新たな課題を見出し、全職員で共有できたことでステップアップに繋がりました。

評価に於いて、特に力を入れて取り組んでいる研修や実践などを評価して頂けたことで、職員は自己肯定感を持ち自信に繋がりました。今後はすべての職員と共に、子どもの主体性を育む保育内容と環境、自己肯定感を育てる保育、今以上にわかりやすい保育内容の提示など具体的な目標を掲げて取り組み、子どもたちの生涯の学びの芽生えを支えると共に、一層保護者との信頼関係の構築に努めてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
			4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。
	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4			
	9 職員の就業への配慮	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。		5	
			職員員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
			計	128	1

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目

整備や実行が記録等で確認できる。

確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p> <p>(評価コメント)児童福祉法、子ども子育て支援法、保育所保育指針に基づく、市の保育理念・子ども像・保育方針を基本に、当園の目標として「すくすく育ち友だちと元気に遊ぶ」、保育理念「子どもの最善の利益」、専門性を生かす、創意工夫を図る、保育方針「一人ひとりの子どもの育ち、保護者の子育て支援、地域の子育て支援」等を設定し、園内入口、事務室、各クラスに掲示している。また、保育課程の冒頭にも記載している。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p> <p>(評価コメント)児童福祉法等の法体系と市と園の保育理念・目標・方針等を一枚にまとめ、職員に配布・説明し共有している。また、理念をより深く理解するために、グループ討議で「子どもの最善の利益とは」「専門性を生かした保育とは」「心身のすこやかな育ちとは」「創意工夫とは」「理念の保育実践化とは」等をカードを活用し意見を出し合い、話し合い、まとめ、職員一人ひとりの理念の内面化に努めている。次の保育所保育指針の改定案に、近年の地域・家庭状況の変化を踏まえて自己肯定感の重要性が取り上げられている事もあり、今年度は「自己肯定感の育つ声かけ」等のテーマで毎月グループ討議をして理解を深め、実践に結び付けようと努力している。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p> <p>(評価コメント)保育方針や園目標を、説明したりリーフレットを用意し保護者に説明している。保育園をより良く知ってもらうために、園だより「すくすくだより」やクラスだよりを分かり易く工夫し、各活動の目的・ねらいや内容を写真やイラストで紹介している。災害避難訓練、調理、体幹を鍛える、運動会のねらい、各クラスの目標と発達の見通し等で分かり易く情報出来る様に努めている。今後園内研修の内容等も保護者にお知らせし、現在研修中の「自己肯定感を育てる声かけ」を保護者と共に共有できれば、より園目標の共有化が進むと思われる。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p> <p>(評価コメント)市の子ども・子育て支援事業計画に基づいて、園の事業計画として在園児と保護者支援、地域交流「おにっこくらぶ」、一時預かり保育、マイ保育園登録事業等を行っている。園は今年度の重要課題として取り組んでいる事は、職員の育成、特にグループ討議で全職員が考え・発言する機会を多くする事、保育内容を保護者に分かり易く情報提供する事、指導計画を充実し、子ども一人ひとりの理解と関わり方の工夫、理念や目標を実践するための取り組みとして「自己肯定感の育つ声かけ」の研修と実践等に取り組んでいる。なお、園内の重点課題は事業計画として明確に表明し全職員で共有化することが望ましい。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p> <p>(評価コメント)計画の策定に当たっては職員の意見を重視し、目的や方針は幹部から提案するが、具体的な計画は職員が話し合い計画する方針で運営している。特に研修計画等は職員の意見を重視している。毎月の職員会議でグループ討議を実施し、全職員が意見を述べる様にしている。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p> <p>(評価コメント)職員のモチベーション向上で主に取り組んでいる事は、個人目標・課題・取り組み・反省を自己評価し、面接にて目標を明確にする事、保育実践で成長が認められる場合、その場で「認め」職員自身の自己肯定感の充足を心掛けた事、保護者の信頼関係の構築を心掛け、何でも気軽に相談できる雰囲気づくりに努めた事、職員に「仕事は楽しいですか」と話しかけ働き甲斐のある職場づくりを心掛け、グループ討議等で職員の専門性と主体性の発揮に努めた事である。保護者からも職員の笑顔が増えたと評価されている。</p>
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p> <p>(評価コメント)「全国保育士会倫理綱領」「職員心がまえ」、服務規程、保育の基本姿勢、地方公務員の義務などを、年度始めの会議において全職員で読み合わせを行い周知徹底を図っている。パート職員においても、「パート職員心がまえ」を配布・読み合わせをし周知徹底を図っている。また、市川市立鬼高保育園重要事項説明書についても、周知を図っている。</p>

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)人事評価の手引き、職務評価基準に基づき、成績、情意・態度、能力等の内容で年2回評価を行い、評価結果はフィードバックしている。また、個人目標を自己申告しPDCAを回し成長を図る様に目標管理制度を採用している。なお、市の評価内容は一般的で保育の専門性の具体的な評価ではないので、園で保育の専門性について「指導計画の作成、環境設定、保護者支援……等」を作成し、目標設定を具体的に出来る様に改善してOJT指導が有効に進むように期待したい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)職員のアンバーサル休暇など有給休暇の取得を奨励し、パート職員を採用し負担の軽減など図っている。時間外勤務の状況は毎月確認し市が適切な管理をしている。福利厚生は職員に周知し計画的に活用している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直ししている。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)保育園職員・研修計画を設定し(年1~2度は民間保育園職員も参加する(500名)研修を企画)今年度は「自己肯定感を育む保育」を大学の教授に講演して貰っている。年齢別ブロック研修で各園の各クラス代表が参加し、年齢別の自己肯定感について討議し上で、園内研修にてグループ討議により毎月「自己肯定感を育む声かけ」や「理念の実践」など話し合っている。市の育成研修では階層別研修を実施し、リーダーシップの養成や新人の研修を実施している。パート職員の研修計画を立て、懇談会や保育参加を実施し、毎月自己評価チェック表を記入し、子どもの人権尊重に努めている。なお、一層パート職員により本格的な研修が求められる。		
11	施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)4月には児童憲章・子どもの人権などに関する研修を行い全職員で共有している。日常の保育の中では子ども一人ひとりの気持ちを把握するよう心掛け、職員の言動は毎月自己評価チェックリストを用いて保育の振り返りを行い、子どもの人権を尊重した関わりに努めている。また、虐待防止マニュアルがあり、関係機関と連携体制をとり、対応ができるようになっている。自己評価チェックリストの活用面でチェックがマンネリ化の心配があり、他者からのチェックやチェック改善点の修正フォロー体制など明確にする必要がある。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)入園のしおりに個人情報の取り扱いについての記載があり、保護者には「個人情報取り扱いに関するお願い」を配布し利用目的を説明している。行事写真等は申出書により予め希望を聞き配慮している。職員には、「個人情報取り扱いマニュアル」を各クラスに置き周知している。日常は個人名の書かれた書類等はロッカー等に保管し、園外に散歩等出かける時は名札をとるなど配慮している。実習生、ボランティア、小・中・高生の体験学習等には、オリエンテーションにてマニュアルに沿って説明し、周知徹底している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)保護者の意向などは、日々の送迎時や連絡帳、保護者会、個人面談などで把握し満足度の向上に努めている。年2回の保護者会では、クラス毎に自己紹介や質疑応答の時間を設け、保護者の意見や要望、悩みなどを把握している。また、必要が生じた場合は保護者会を開催し状況を説明して保護者の理解を得るよう努めている。保育参観・参加は4月から6月クラス毎に期間を設け、一日に1名~2名の保護者を対象とし午前中におこない、午後は個人面談を実施し子どもの成長に関することや一人ひとりの意見・要望などを把握し、必要に応じて会議等で検討し改善策を講じている。個人面談内容は、児童票に記録している。保育参加や参観時には試食会をおこない、味付けや切り方、盛り付け、量などのアンケートを実施し家庭での食生活を把握し園での食育指導に活かしている。今後、日々の送迎時や連絡帳などで更に連携を深められるよう、工夫や努力を期待する。		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<p>保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</p> <p>相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</p> <p>相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</p> <p>保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</p>
<p>(評価コメント)保育内容に関する相談・意見・要望などの対応についての周知は、文書とポスターでおこなっている。入園の際に「重要事項説明書」を配布して、相談や苦情などがあつた場合の受付担当者や責任者・第三者委員を知らせている。また、同内容のポスターを、園内玄関ホールに掲示している。併せて、意見箱を設置し意見把握に努めている。保育者は、苦情に至る前に日常的に保護者の意見や要望の把握に努め、職員間で改善の検討をして迅速な解決に努めている。保護者アンケートの「苦情等の窓口になっている職員を知っていて言い易いか」の項目で「はい」の回答が低いので今後の課題と思われる。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<p>保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</p> <p>保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</p> <p>自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>
<p>(評価コメント)「自己評価チェックリスト」に基づき、全職員が月に一度、自己の保育の振り返りを実施している。保育の基本姿勢や対応、言葉のかけ方、配慮点などを、授乳や食事、排泄、睡眠、遊び、生活面に関することなど55項目について自己チェックすることで、無意識にしていることを意識化し、次の保育に活かすように努めている。園内研修は、「子どもの自己肯定感を育てる保育」などのテーマを小人数のグループで、保育者一人ひとりが自分の保育を振り返り考え、意見交換をするなどお互いに研鑽しながら保育の向上に努めている。各職員の自己評価の課題や問題点など「自己の気づき」に対して、次のステップに繋がるような対応策や改善に向けた取り組みなどを期待する。</p>		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<p>業務の基本や手順が明確になっている。</p> <p>分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</p> <p>マニュアル見直しを定期的に行っている。</p> <p>マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</p>
<p>(評価コメント)市川市で作成したマニュアルを活用し、業務の基本や手順を明確にしている。マニュアルは、個人配布用、クラス用、保育園用に分け、必要に応じて確認・活用できるように整えている。職員の心がまえや保育課程、行事予定、遊び方の確認、嘔吐処理の方法、おむつ交換などのマニュアルは、パート職員を含め全職員に配布し周知・徹底を図っている。個人情報取り扱いや災害時対応、消毒及びノロウイルス関係、フロー図など(非常時災害、けが対応、不審者対応など)は、各クラスにファイリングや掲示をして、職員の正確な同一対応を目指している。園の基本的な方針や指導計画等のマニュアルは事務室に保管し活用している。緊急に見直しの必要な時は、ミーティングで報告し対応策を検討している。マニュアルの見直しは、保育現場の声を吸い上げ園長会で検討し改善に繋げている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<p>問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</p> <p>問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
<p>(評価コメント)問い合わせには随時対応し、見学希望は随時受け付け月2回見学日を設けおこなっている。見学時間は、保育園の子どもたちの日常の様子が見られる10時頃から30分程度を要し、各年齢の保育室や屋上、園庭を案内し、お子さんと同年齢のクラスは特に具体的に知らせている。資料、「保育園のご案内」に沿って、園目標や行事、定員、スタッフ、保育時間、保育園の一日、食事や健康管理など概要説明の他、在宅育児家庭対象の子育て支援事業や地域交流の年間予定を知らせるなど、保育園を身近に感じ活用できるように細やかに対応している。献立表や保健だより、安全ニュース、楽しく食べようニュースなど子育ての参考になる資料の配布や、利用希望者の不安や疑問に思っていることも丁寧に対応している。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<p>保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</p> <p>説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</p> <p>説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</p> <p>保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
<p>(評価コメント)保育開始にあたり説明は、「保育園のしおり」「重要事項説明書」などの資料を配布しおこなっている。園長は理念や保育方針、保育時間や保育内容、災害時対応、個人情報取り扱い、保育内容に関する相談・意見・要望などを、栄養士と看護師からは給食や保健に関する内容を説明している。説明後は、15項目の説明内容を項目毎に読み、書面にてチェックとサインで確認を得ている。また、重要事項説明に関する同意書も得ている。個人情報取り扱いについては、使用目的などを明示し、表示や掲示して欲しくない項目がある場合は「申出書」にて確認し、個々の意向に沿った対応をしている。保護者が記載した、健康調査票や家庭における食事の状況調査、入園までの生活状況などの書類を基に、看護師や栄養士、保育士が面接をおこない、特に配慮の必要な事項や保護者の意向などを確認し、その内容を記録して保育に活かしている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<p>保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>子ども背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下で作成されている。</p>
<p>(評価コメント)市川市の保育理念、子ども像、保育方針を基に、環境や地域の実態を踏まえて当園の保育方針を掲げ保育課程を作成している。作成にあたり配慮したことは、就学までに身につけたいことを各年齢の発達段階を踏まえ年齢間の流れを考慮して、日々の保育に活かせるようにしたことである。見直しは、10月と年度末におこない全職員が参画し共通理解を図り、活用しやすい内容に向け再編成している。10月の見直しでは、園内研修のグループ討議で検討中の「自己肯定感について」を加筆した。理念や方針、目標など職員間の確認は年度当初に、パート職員を含め全職員におこなっている。また、全クラスに掲示してある「園の保育目標や方針について」の保護者の周知度は90%と高く、当園の目指す保育が職員と共に保護者にも浸透している成果と思われる。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>(評価コメント)保育課程の保育理念には「子どもの最善の利益を考慮し、専門性を生かし心身ともに健やかに育つよう創意工夫を図る」とし、子ども像では具体的に「健康な子ども、意欲的な子ども、社会性のある子ども、創意出来る子ども」を掲げている。発達区分に基づいた全年齢の養護と教育の中に、子ども像をさらに具体化した内容を記述している。園目標を「すくすく育ち、友だちと元気に遊ぶ」を掲げ、年齢別年間・月の指導計画に関連づけている。3歳未満児や特別配慮を必要とする子どもは、発達や特性に合わせた個別指導計画を作成し、子どもの姿に即したねらいに基づいた生活と遊びの内容、配慮事項を記入し、反省・評価を行っている。毎月の振り返りや翌月のねらいなどについて、担当間で共通理解したうえで職員会議で報告、助言を受けながら指導計画作成を行い、保育内容の充実を図っている。今年度の特徴として、昨年の子どもたちの姿で「ものにつつまじりやすい、平らなところで転ぶ」など、気になる姿が多いことに注目して27年10月から取り組んだ「体幹を鍛える」ことを全年齢で継続し、健康な子どもの育成を目指している。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント)各クラスとも、子どもの発達や興味・関心を見据えた絵本・乗り物・人形・ブロックなどの遊具や、紙・鉄などの教具などを子どもの目線に立ち取り出しやすく収納しやすい配置となっている。安心・安定して遊べる場の設定として、コーナーを作り子どもが選択した遊具や教具で友達と遊び込めるよう工夫している。子どもの自発性が発揮できるための保育士の言動はどうあるべきかを、「自己肯定感を育てる保育」と関連付け、理論から具体的な言動を導き出し、実践結果を持ち寄り毎月討議しながら保育士の資質向上を目指している。限られた空間利用と場の設定に加え、遊び込める時間帯についても、今後更に努力・工夫し子どもの主体性を尊重した保育に繋がることを期待したい。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント)2歳児からプランターで夏野菜のトマトやオクラ・ゴーヤなどを育て、5歳児は芋の苗植えから始まり収穫迄、水やりなどの世話をを行いその生育過程を観察・収穫で食への関心を高めている。散歩先の公園では遊具で遊ぶ他、虫探しや落ち葉での遊びを楽しみ自然とのかかわりで感性を育てている。周辺は交通が激しいため、中々散歩の機会を企画できないが、保育の中で体幹を鍛えていることからその延長線上と考えた散歩を、子どもの人数や距離、時間帯など考慮して計画し、交通ルール理解や自然との関わりから感性を磨く、近隣の方との挨拶や会話などを通してコミュニケーションを図るなどの機会を作ることを期待する。年長児は今後、地域を知る・公共機関の役割を学ぶ機会として、消防署や図書館などの訪問・利用を予定している。中高年ボランティアの方が樹木の伐採や縫物、絵本の読み聞かせなどで来園し挨拶や会話を通して人間関係の幅を広げている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもとの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント)子ども同士が遊びに集中している時は傍らで見守り、遊びの発展に躍った場合は共に考える・ヒントを出すなどで関係性の継続を援助している。トラブルが起きた場合は、両者の思いや意見を聞く・代弁する等で自分の気持ちを整理・沈静化し相手の思いに気付けるような働きかけを年齢に応じて行っている。解決にあたり、子どもの発達に合わせて保育士がモデルを示す。時には待つ・見守り・共に考えるなどから自ら考え見出しにけるような支援で、仲直りの術を学ぶ機会としている。遊びのルールは子ども達が仲間とともに作り出し、楽しさを味わいながら集中して遊んでいる。順番を抜かすなどで言い合いになる場合は、発達に応じて共に考える・仲間の意見を聞くなどで、納得が出来、理解するように丁寧に関わっている。年長児は、誕生隊として1グループ毎に園長と一緒にローソクをともしたケーキを誕生日の子どもに持参し、仲間と一緒に踊りを披露し共に喜び子どもの成長を祝っている。異年齢交流の機会として、年8回3歳以上児対象に「にこにこランド」を計画しおにぎり遠足や園庭での運動遊びなどを実施し、思いやりや優しさ、憧れなどの心情を育てる機会としている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント)子どもの状態により加配保育士を配置し、個別指導計画の立案や子どもへの支援など直接処遇に当たり、子どもが安心・安定した園生活が営まれるように配慮している。個別指導計画は毎月子どもの姿を踏まえ、ねらい、家庭や他機関との連携、生活、遊びに対しての配慮事項や反省を行い、職員会議で子どもの状態や課題を報告、職員間で共通理解しながら保育を進めている。担当保育士は、年1回「障害児保育を学ぶ」をテーマにした研修に参加し、見識を深め職員間で共有し実践に活かしている。子どもの状態により、専門機関と連携をとりながら助言を受け、保育する中で発達支援が行えるよう取り組んでいる。保護者とは個別連絡帳や口頭、個別面談などで、専門機関からの情報や子どもの状態などきめ細かく伝達しあい、子どもの育ちを支えあっている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント)子どもの登降園時間や保護者からの連絡事項、健康関係などは日々個別に記録し、早番保育士から担任へ、担任から遅番保育士に書面と口頭で引き継がれている。朝・夕の保育士は園内研修で市の、「パート職員の心構え」の読み合わせをし、内容確認で個人情報の流出注意や子どもや保護者対応について再確認している。又、避難訓練や消火訓練、AEDの使い方などを学び非常時対応のスキルアップを行っている。0～1歳児の登園時は、1歳児室を使用し安心して過ごせるように配慮している他、人数により2～3歳と4～5歳に分かれての保育となっている。各保育室では子どもの興味や関心を把握しながら遊具を整えお迎え時間まで保育士に見守られながらゆったりと過ごしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント)保護者とは、日々の連絡帳や朝夕の送迎時の会話などを通して、子どもに関する情報交換を行っている。日々の保育活動は、すくすくだより(園だより)やクラスごとの便りで様子を写真や文章で見やすく分かりやすく工夫して発信している。保育参観や参加、個人面談は年1回計画し年齢ごとに一定期間を設けその中から選択できるように配慮している。保育参観は12月と2月に1歳以上児が行う他、1月には2日間各クラス1名の保育参加者を募り、参加後の懇談会で意見交換を行う予定となっている。保護者からの相談は担当保育士を窓口としながら、時には栄養士や看護師が同席するほか、主任保育士や園長が直接対応している。相談内容は児童票に記録している。近隣の小学校とは、年長児と1年生の交流や教職員との情報交換を行っている。保育所児童要覧は、保護者の了解のもと小学校に送付している。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント)保健計画を作成し、月ごとの保健目標に沿った保健指導と保健行事を記入している他、看護師としての配慮事項も記載している。看護師はクラスを巡回し保護者や職員からの引継ぎ内容を把握しながら子どもの心身の健康状態を観察し、必要に応じて直接保護者と連絡をとり子どもの健康管理に努めている。看護師不在時には、主任保育士の役割として組織化している。嘱託医による健康診断や身体測定の結果は、保護者に知らせると共に個々の健康記録票に記録し、健康状態の把握、疾病の早期発見、治療につなげている。不適切な養育の状態や虐待が疑われる場合は、マニュアルに基づき、園長に報告し情報の共有化を周知している。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント)登園時に、保護者から子どもの心身の状態を把握している。保育中の体調の変化は熱のみの判断ではなく、顔色や様子、食欲など全体症状をみて看護師が判断し園長に報告後、保護者対応をしている。感染症予防策として、うがい、手洗いの励行、保育室の清潔や衛生管理に努めている。感染症が疑われる嘔吐に備え、消毒薬やゴム手袋、マスクなどをひとまとめにし即対応出来るよう各クラスに常備している。また、処理方法はマニュアルに沿って行うが、流行期になる前に会議で全職員が再確認をし周知を図っている。保護者には、市内や園内の感染症の発生状況を情報提供し拡大を防ぐ他、罹患歴の把握や予防接種の奨励なども行っている。乳幼児突然死症候群の予防対策として、睡眠時の観察を1歳までは5分おき、1歳からは15分おきに体位や呼吸の確認をし記録している。また、保護者にはSIDSの予防や、保育園での取り組み内容を文書で知らせている。医師の指示によりやむを得ずと薬が必要な場合は、保護者からは与薬依頼書の記入と1回分の薬を預かり、与薬する際には誤薬事故のないよう複数で確認し対応している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント)保育課程に食育を位置づけ「食を楽しむ」「食と健康に関心を持つ」ことを目標とし、発達段階ごとに食に関した心情・意欲・態度を掲げ、心身の発達を促している。ピーマン、ミニトマト、サツマイモの栽培や収穫、枝豆もぎやとうもろこしの皮むきなど、子ども自らが食材に触れる機会や、お楽しみランチや3歳以上児のクッキングなど、日々の食事に変化を加えたりすることで食への関心、意欲につなげている。実践後の反省、自己評価は次の計画内容に反映している。子どもたちの取り組みの様子や、給食室の業務内容をコメントや写真入りで分かりやすく情報発信し、保護者から食育活動の理解を得ている。安心、安全な給食づくりを心がけ、地産地消と旬の食材を生かし減塩に取り組んだ献立を取り入れ、年2回の試食会では薄味を実感してもらおう機会にしている。食物アレルギー児については、医師の診断書をもとに毎月保護者と面談を行い、個々に応じた対応を行っている。調理中や配膳時の言葉の掛け合いと目視での確認、繰り返し複数の職員でチェックをして誤食防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保衛的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント)各保育室には温湿度計を設置し保育日誌に記録している。湿度は加湿器の使用や濡れタオル等で管理しており、感染症の罹患防止に努めている。清潔については、手洗い、うがい、鼻かみについて年齢別の配慮事項を職員間で共通理解し、子どもの清潔への習慣につなげている。また遊具や室内の消毒を毎日行う他、定期的に安全点検を実施し安全で衛生的な環境を保ち、子どもが快適に過ごせる環境設定に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント)事故発生時の対応マニュアルやフォロー図を作成し全職員に周知すると共に、ファイルした資料を事務室や各クラスに置き即対応が出来るようにしている。不審者対策は、日ごろから門の施錠や保護者のネームプレート着用の他、定期的に訓練を実施し職員の危機管理能力の向上を図っている。園外保育時には警察直通のPHSを持参しているが、今後は、通常とは異なる場、職員配置という環境の中で早急な安全確保が求められる事態を想定した訓練を重ねることが望ましい。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</p> <p>定期的に避難訓練を実施している。</p> <p>避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</p> <p>立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</p> <p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント)災害時における対応マニュアルや職員の役割分担を全職員に周知している。消防署の立会い訓練を含めた毎月の消防訓練は、様々な想定で計画、実施、反省をしている。その中で園長不在時における訓練も実施して、困難な状況の中での職員の役割分担の強化も図っている。近くに川があることから、地域や地形の状況を把握した複数経路の避難方法や、第二避難場所への避難訓練を実施している。保護者には一斉メール送信や伝言ダイヤルの練習、災害に向けての園だよりの配信などにより緊急時に備えている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント)地域交流「おにっこくらぶ」は年間計画に基づき、月2回地域の親子に園庭や保育室を開放し、在園児と交流を図りながら実施している。利用した保護者から、普段、経験できない泥遊びや運動遊びが楽しめたことや、子どもの育ちへの見通しや成長への期待につながるなどの感想が寄せられ、地域の中での保育園の役割を果たしている。地域の中高年ボランティアの受け入れにより、絵本の読み聞かせ、裁縫、修繕や整備などをする中で、子どもたちが地域の方々と交流をする機会としている。</p>		